

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成29年11月20日付けで行った、「管理票（県一連番号〇〇－〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）、「管理表（県一連番号〇〇－〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）及び「管理票（県一連番号〇〇－〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報3」という。）の部分開示決定並びに「開示請求に係る「告訴調書（〇〇年〇〇月〇〇日の事故のもの）」」（以下「本件対象保有個人情報4」という。）の開示をしない旨の決定は、妥当である。

### 2 審査請求等の経緯

#### （1）処分の経緯

ア 審査請求人は、平成29年10月10日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、以下の保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（ア）「管理票（〇〇年〇〇月〇〇日分）、告訴調書（〇〇年〇〇月〇〇日の事故のもの）に記録された私の個人情報」

（イ）「平成〇〇年に県警に送ったメールを含む管理票」

イ 実施機関は、平成29年10月25日付けで、条例第22条第2項の規定に基づき、保有個人情報開示決定等期間延長を行い、審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、本件開示請求の「管理票（〇〇年〇〇月〇〇日分）」については本件対象保有個人情報3を、「告訴調書（〇〇年〇〇月〇〇日の事故のもの）」については本件対象保有個人情報4を、「平成〇〇年に県警に送ったメールを含む管理票」については本件対象保有個人情報1及び2を特定した。

エ 実施機関は、平成29年11月20日付けで、条例第21条第1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報1～3について、警部補以下の職員の所属、分掌、階級、

氏名及び印影並びに非常勤職員の氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第17条第3号及び第5号に該当するとして、部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、審査請求人に通知した。

オ 実施機関は、平成29年11月20日付けで、条例第21条第2項の規定に基づき、本件対象保有個人情報4は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例第60条第2項の規定により、条例第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されないとして、開示をしない旨の決定（以下「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に通知した。

## （2）審査請求の経緯

審査請求人は、平成29年12月1日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分1及び2につき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## （3）審議の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成30年7月3日付けで、諮問庁から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書の写しを受理した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、平成30年9月13日、諮問庁の職員からの意見聴取を行った。

ウ 当審査会は、本件審査請求について、平成30年9月25日、審査請求人から資料の提出を受けた。

## 3 審査請求人の主張の要旨

（省略）

## 4 諮問庁の主張の要旨

(1) 本件処分1について

本件処分1は、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報1～3を特定し、それぞれについて部分開示決定したものであるが、審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、これらの原本の閲覧の際に、本件対象保有個人情報2については審査請求の対象としない旨を申し立てたことから、当該保有個人情報の部分開示決定に係る弁明はない。

ア 審査請求人が送付したと主張するメールの内容を含む保有個人情報について

(ア) 審査請求人は、再度の実況見分を行うことになった原因のメールが開示されていないことを理由として、これについての決定通知書の郵送を求め、また、県警ホームページから送信した平成〇〇年〇〇月〇〇日のメールの内容が記載されていないことを理由として、メール内容の記載された文書の提出を求めている。

本件開示請求は、再度の実況見分を行うことになった原因のメールや平成〇〇年〇〇月〇〇日のメールを指定した開示請求ではないため、それらについて決定を通知しなかったことに実施機関の瑕疵はない。

また、本件開示請求が、平成〇〇年に県警に送ったメールを含む管理票を求めていることから、実施機関は、「平成〇〇年に審査請求人が埼玉県警察に送信した電子メールをその内容に含む管理票」を検索したところ、本件対象保有個人情報1の特定に至り、これについて保有個人情報部分開示決定通知書により通知したものであって、保有個人情報の特定に誤りはない。

(イ) 審査請求人は、「県警ホームページからのメール文書」については、決裁印がないことから、偽造と思われるとして、真贋判断を求め、偽造ならば本物の提出を求める旨を主張する。

「県警ホームページからのメール文書」について審査請求人は、本件対象保有個人情報1を指摘しているものと思われるが、これは、電磁的記録を印字したものを対象保有個人情報としたため、決裁印がないものである。

そこで処分庁は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、審査請求人に対し、決裁印入りの紙媒体の原本を閲覧させている。

イ 本件処分1におけるその他の主張について

(ア) 審査請求人は、本件対象保有個人情報1について、決裁印がないから偽造と思

われるとして、真贋判断を求め、偽造ならば本物の提出を求める旨を主張するが、平成〇〇年〇〇月〇〇日、審査請求人に対し、決裁印入りの紙媒体の原本を閲覧させている。

(イ) 審査請求人は、本件対象保有個人情報3は、埼玉県警察本部で行った相談内容であること、埼玉県警察本部から〇〇警察署に送られた原本との照合を求めていること、決裁印は〇〇警察署の関係者しかいないこと並びに実況見分調書偽造及び告訴調書偽造は、〇〇警察署の組織ぐるみの犯行であると思料していることを理由として、真贋判断を求めている。

本件対象保有個人情報3は、埼玉県警察本部総務部広報課けいさつ総合相談センター（以下「相談センター」という。）において受理され、相談センター職員により電磁的に記録された請求者による警察安全相談について、相談センターが〇〇警察署に対し処理するよう指示した「管理票」である。

指示を受けた〇〇警察署は、所要の処理経過を本件対象保有個人情報3に電磁的に記録し、これを印字出力し、決裁したものである。

したがって、開示した本件対象保有個人情報3が「〇〇警察署に送られた原本」であり、平成〇〇年〇〇月〇〇日、実施機関は、審査請求人に対し、決裁印入りの紙媒体の原本を閲覧させている。

(ウ) さらに審査請求人は、本件対象保有個人情報3の特定箇所の記載について、虚偽の記載であるとして、相談時の「手書きメモ」と照合の上、本物の提出を求める旨を主張している。

開示請求の対象となる保有個人情報の特定に当たっては、審査請求人が主張する「手書きメモ」等の職員が個人的に所有する資料等との照合までを求めている。

したがって、本件開示請求の趣旨を尊重して検索した保有個人情報を、「手書きメモ」との照合をするまでもなく、本件対象保有個人情報3として特定したことにつき、実施機関の瑕疵はない。

(エ) 審査請求人は、本件対象保有個人情報3の2ページ26行目からの記載は意味不明であり、監察官室長の名前を教示されたが、インターネットで検索したところ、〇〇警察署長名であったこと及び20行目からは白紙であることを理由とし

て、本物の開示を求める旨を主張していたが、平成〇〇年〇〇月〇〇日に原本を閲覧させた際に、この2点については審査請求の対象としない旨を申し立てたことから、これらについての弁明はない。

## (2) 本件処分2について

本件処分2は、本件対象保有個人情報4を特定し、条例の適用除外を理由とした不開示決定処分である。

これに対し審査請求人は、〇〇警察署の組織ぐるみの犯行の可能性を指摘し、〇〇巡査部長作成の告訴調書と審査請求人作成の告訴状とを比較すれば、その違いは一目瞭然であること、〇〇側の弁護士は、実況見分調書を根拠にして、不当な主張を行っていること及び犯罪被害者保護法の趣旨から判断して、開示すべき文書であることを理由として、本件対象保有個人情報4の開示を主張する。

実施機関は、「告訴調書」は刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例第60条第2項の規定により、条例第4章の規定が適用されないため不開示決定処分としたものであり、審査請求人の主張よって「告訴調書」に対する条例の適用除外性は否定されない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件処分1について

管理票は、埼玉県警察苦情・警察安全相談等取扱規程に規定された様式であって、県民等からの苦情又は相談等があった場合に、埼玉県警察情報管理システムの「苦情・警察安全相談等情報管理業務」（以下「システム」という。）に登録することにより作成し、苦情又は相談等の申出内容の記録及び警察職員が事案を処理した経過等の記録によって構成されている。諮問庁の説明によると、苦情又は相談等を担当した警察職員は、その内容について、犯罪等による被害の未然防止を念頭に、当事者からの聴取によって把握した情報の要点の記録に適宜分析・検討を加え、申出の概要として登録するとのことである。そして、相談センターが苦情又は相談等を受理し登録した場合、相談センターは、それに対応すべき所属へシステムで送付し、送付を受けた所属は、当該苦情又は相談等に対応し、その都度、処理結果をシステムに電磁的に追加登録していくが、システム上では決裁することができないため、一定の処理経過を登録した

後に印字出力し、所属において決裁を行うとのことである。

そして、本件対象保有個人情報1及び2は、相談センターから送付を受けた〇〇警察署が、処理経過を電磁的に登録したものをシステムから印字出力した管理票であり、本件対象保有個人情報3は、〇〇警察署が印字出力した後、〇〇警察署において決裁された管理票とのことである。

実施機関は、本件処分1として、本件対象保有個人情報1～3を特定し、部分開示を行った。

これに対し審査請求人は、次のとおり主張しているのでそれぞれ検討する。

なお、本件対象保有個人情報2について、審査請求人は、本件審査請求においてなんら申立てをしていないため、当審査会では検討しない。

#### ア メールの開示について

審査請求人は、平成〇〇年〇〇月に実施機関に対して送付し、再度の実況見分を行うことになった原因となるメールが開示されていないとして、当該メールの開示を求めている。

また、審査請求人は、県警ホームページから送信した平成〇〇年〇〇月〇〇日のメールの内容が記載されていないとして、メール内容の記載された文書の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、本件開示請求は、再度の実況見分を行うことになった原因のメールや平成〇〇年〇〇月〇〇日のメールを指定した開示請求ではないため、それらについて決定を通知しなかったことに瑕疵はない、と主張している。また、本件開示請求が、平成〇〇年に県警に送ったメールを含む管理票を求めていることから、「平成〇〇年に審査請求人が埼玉県警察に送付した電子メールをその内容を含む管理票」を検索した結果、本件対象保有個人情報1の特定に至ったと説明している。

そこで、当審査会で前記2（1）ア（イ）の開示請求の内容とそれにより特定された本件対象保有個人情報1を見分したところ、本件対象保有個人情報1には、審査請求人が平成〇〇年に実施機関に対して送付した電子メールの記載が確認でき、また、本件開示請求に係る保有個人情報の特定についての諮問庁の説明に、不自然、不合理な点も認められない。

さらに、当審査会事務局職員に、本件開示請求に基づいてシステムを検索させたところ、管理票について、実施機関が特定した本件対象保有個人情報1及び3以外に特定すべき保有個人情報は確認できなかった。

したがって、審査請求人が本件開示請求で管理票の開示を求めたことに関して、実施機関が本件対象保有個人情報1及び3を特定したことは、妥当である。

#### イ 本件対象保有個人情報1に決裁印がないことについて

審査請求人は、県警ホームページから送信したメール文書及び本件対象保有個人情報1に決裁印がないことから、偽造と思われるとして真贋判断を求め、偽造ならば本物の開示を求めると主張している。

これに対し諮問庁は、県警ホームページから送信したメール文書については、審査請求人は本件対象保有個人情報1を指摘しているものと思われるとして、電磁的記録を印字したものを対象保有個人情報としたため、決裁印がないものであると説明している。

当審査会で本件対象保有個人情報1及び3を見分したところ、審査請求人からの電子メールによる相談等が記載され、かつ決裁印がないものは、本件対象保有個人情報1のみであることが確認できた。

したがって、当審査会は、審査請求人のいう県警ホームページから送信したメール文書については、本件対象保有個人情報1に含まれるものとして、本件対象保有個人情報1を見分したが、上記のとおり、電磁的記録を印字したものを本件対象保有個人情報1としたため、決裁印がないとの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、決裁印がないことをもって偽造といえるまでの証拠は確認できなかった。

#### ウ 原本との照合について

審査請求人は、本件対象保有個人情報3について、真贋判断を求める理由として埼玉県警察本部から〇〇警察署へ送られた原本との照合を求めるとしている。

諮問庁の説明によれば、本件対象保有個人情報3は、相談センターにおいて受理され、同センター職員により電磁的に記録された警察安全相談について、同センターが〇〇警察署に対し処理するよう指示した「管理票」であり、指示を受けた〇〇警察署は、所要の処理経過を当該管理票に電磁的に記録し、これを印字出力し、決

裁したもののことである。したがって、開示した本件対象保有個人情報3が「〇〇警察署に送られた原本」であると説明している。

そこで、当審査会で本件対象保有個人情報3を見分したところ、平成〇〇年〇〇月〇〇日に相談センターが受理した審査請求人の相談内容とその処理経過が記載され、一定の追記が記載された後に〇〇警察署において決裁されたものであることが確認できた。

以上のことから、本件対象保有個人情報3に関する諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、その原本性を覆すに足りる事実も認められない。

#### エ 職員の「手書きメモ」との照合について

審査請求人は、相談時の警察職員の「手書きメモ」と照合の上、本物の開示を求める旨を主張しているが、条例は、諮問庁の説明のとおり、開示請求の対象となる保有個人情報の特定に当たって、「手書きメモ」等の職員が個人的に所有する資料等との照合までを求めている。したがって、「手書きメモ」との照合をするまでもなく本件対象保有個人情報3を特定したことに瑕疵はないとする、諮問庁の主張は妥当である。

#### オ 白抜きとしたことについて

本件対象保有個人情報3の白抜き部分について、諮問庁は、審査請求人が平成〇〇年〇〇月〇〇日にその原本を閲覧した際に、審査請求の対象としない旨を申し立てたとの理由から弁明はないとしている。

しかし、審査請求人は、当審査会に対し、当時対象としない旨の発言をした記憶はなく、本件対象保有個人情報3の白抜き部分について、本件審査請求の対象とする旨を申し立てたため、以下検討する。

審査請求人は、本件対象保有個人情報3に、白抜きされ開示されなかった部分があったことについて、原本照合を行い、改ざん文書ならば本物の文書の開示を求める旨を主張している。

そこで、当審査会で本件対象保有個人情報3を見分したところ、実施機関が白抜きとした部分には、本件開示請求書で指定された平成〇〇年〇〇月〇〇日以外の個人情報等が記載されていることが認められた。

したがって、本件処分1について、実施機関が本件対象保有個人情報3の一部を

白抜きして対象外であるとしたことについて、保有個人情報の特定に不備は認められない（条例第15条参照）。

また、審査請求人は、白抜きとされずにわずかに残った罫線を指して公文書の改ざんを疑っているため、当審査会で本件対象保有個人情報3を改めて見分したが、改ざんされた証拠は認められなかった。

なお、審査請求人は、本件処分1の不開示部分について審査請求していないことから、当審査会では不開示部分の不開示情報該当性については判断しない。

## （2）本件処分2について

刑事訴訟法第241条第2項は、「(略) 司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは調書を作らなければならない。」と規定しており、本件対象保有個人情報4は、同項に基づき、審査請求人からの告訴を受けて〇〇警察署において作成されたものである。

実施機関は、本件対象保有個人情報4が刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例第60条第2項により、条例第4章の規定が適用されないとして開示をしないこととする本件処分2を行っているので、本件対象保有個人情報4に対する条例の規定の適用の可否について、以下検討する。

### ア 「訴訟に関する書類」について

刑事訴訟法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章（略）の規定は、適用しない。」と規定している。同項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解されるが、同条がこれを行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定の適用から除外した趣旨は、「訴訟に関する書類」については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及

ばすおそれが大きいものであることによるものである。

そのため、これらの書類の取扱いは刑事訴訟手続に委ねることとしたものと解される。

#### イ 条例第60条第2項について

条例第60条第2項は、「第4章の規定は、(略)法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(略)第4章の規定の適用を受けないこととされる保有個人情報については、適用しない。」と規定している。同項は、刑事訴訟法第53条の2第2項の規定を受け、関係法令との整合性を図る必要があることから、条例の適用除外規定を設けたものであり、「訴訟に関する書類」については、条例に基づく個人情報の開示請求とは別の制度に委ねることが適当であることから、条例の適用除外としたものである。

#### ウ 本件処分2の妥当性について

告訴とは、犯罪の被害者その他法律に定めた告訴権を有する者が、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示をいう。また、告発は、犯人及び告訴権者以外の第三者が、捜査機関に対して犯罪事実を申告して犯人の処罰を求める意思表示をいう。そして、刑事訴訟法第242条において、「司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」と規定されている。同条に規定する司法警察員が検察官に送付した書類及び証拠物は、刑事司法手続における被疑事件・被告事件に関して作成または取得された書類であると考えられるので、告訴調書は、その事件が起訴に至ったか否かにかかわらず、刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。

したがって本件対象保有個人情報4は、条例第60条第2項の規定により、条例の規定が適用されないから、本件処分2は妥当である。

#### (3) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### (4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## (5) 付言

実施機関は、本件開示請求に対し、決裁印のある紙媒体の管理票を保有していたが、当該管理票ではなく、システムを検索し、電磁的記録を印字した決裁印のない本件対象保有個人情報1を特定した。そして、同時に紙媒体で保有し決裁印のある本件対象保有個人情報3を特定し、それぞれ開示した。

審査請求人の抱いた決裁印のない本件対象保有個人情報1の真偽に係る疑念は、こうした保有個人情報の特定に際しての取扱いの違いによるものとみられることから、今後、実施機関には、開示請求者に対してこのような疑念を生じさせない対応を望むものである。

(答申に関与した委員の氏名)

早川 和宏、西田 幸介、東谷 良子

## 審議の経過

年 月 日	内 容
平成30年 7月 3日	諮問（諮問第154号）を受け、弁明書の写しを受理
平成30年 9月13日	諮問庁からの意見聴取及び審議
平成30年 9月25日	審査請求人から資料を受理
平成30年10月29日	審議
平成30年11月27日	審議
平成30年12月25日	審議
平成31年 1月21日	審議
平成31年 2月27日	答申